

政教分離原則を重視し、持続化給付金の宗教法人への適用に反対します

公益財団法人日本宗教連盟御中

日本宗教連盟の尊き働きを日ごろから覚え、心よりの感謝を申し上げます。

さて、テレビ東京にて、5月13日に「新型コロナウイルスで減収となった中小企業に対し200万円を支給する“持続化給付金”について、政府は、新たに中小の宗教法人を対象に追加する方向で最終調整に入った」との報道がされました。その背景に、日本宗教連盟の事務局サイドから、コロナウイルス感染防止のため葬儀等の自粛が長期化する中で経営が圧迫されている宗教団体の現状を元に、関係省庁や各政党に働きかけがあったことが5月21日の仏教タイムスで報道されました。

私たち、「政教分離の侵害を監視する全国会議」は、持続化給付金の適用が宗教法人に拡大されることは、日本国憲法第20条3項「政教分離原則」、および同89条の「公金その他の公の財産の宗教団体への支出の禁止」規定を事実上緩め、無力化することに繋がることになると危惧しています。

政府や地方自治体が、宗教団体の宗教活動に対して公金による金銭的支出を行うことは、宗教団体の国に対する自主独立を阻害することに繋がります。日本は明治から敗戦にわたって国家神道体制を推進し、国家神道が、軍国主義の精神的基盤となったばかりではなく、国民が、国が推進する理念や考えを信じない自由、これに従わない自由が阻害され、各宗教団体においても独自の教義や理念の自立性を失わせるに至らしめました。政教分離原則はこの歴史の教訓から定められたもので、宗教団体が、国から宗教活動への援助を受けることは、諸宗教団体の教義の自主性を守るためにも、慎重であるべきと思っております。

政教分離原則は、宗教団体にとって、公権力などから教義や信条の独立性、自律性を保証する極めて重要なものであることを覚えつつ、政教分離原則が厳格に守られる社会を共に日本の社会に築いて行ければと願っております。

2020年6月12日

政教分離の侵害を監視する全国会議

東京都西東京市柳沢 2-11-13

代表幹事 木村庸五、古賀正義

事務局長 星出卓也